

札幌市の発熱外来と北海道による発熱者等診療・検査医療機関との関係性について

(別添3)

北海道の発熱者等診療・検査医療機関にかかる記載項目

道への申請において「相談センター等からの紹介」に○

NO

YES

※札幌市における「相談センター」は、救急安心センターさっぽろ（#7119）となります。

札幌市の発熱外来

道への申請において「診療」に「○」

NO

YES

道への申請において「検査」に「○」

NO

区分①

YES

新型コロナウイルスの検査※1を実施

NO

区分②

YES

新型コロナウイルスの検査※1に加え、インフルエンザの検査を実施

NO

区分③

YES

市補助対象外※2

【参考】

北海道の「診療・検査医療機関設置報告書」にかかる記載項目

保健医療機関番号※2		担当部署	
担当者氏名		担当者メールアドレス	
担当者氏名		担当者メールアドレス	
実施内容※3		実施内容※4	
診療	検査	相談センター等からの紹介	自院患者
○	○※	○	
月	火	※区分②③が該当 (ただし、検体採取のみは対象とならない)	
自治体HP公表の可否			

※2

札幌市の「発熱外来」に該当しない医療機関でも、北海道による「発熱者等診療・検査医療機関」の指定を受けることは可能です。（自院のかかりつけ患者のみに対応する場合など）

札幌市の「発熱外来」に登録する場合

- ・区分等に応じて、札幌市からの支援を受けることができます。（詳細は別添2を参照）
- ・あわせて北海道の指定を受けることにより厚生労働省による各種支援事業を利用することができます。（右記参照）

北海道の「診療・検査医療機関」に指定された場合

- ・厚生労働省による「発熱者診療体制確保支援事業」の利用が可能です。（想定患者数と実際の患者数の差に応じて、体制確保支援補助金を交付）
 - ・厚生労働省による「労災給付上乗せ補償保険加入支援事業」の利用が可能です。
 - ・必要な個人防護具の支給を受けることができます。
- ※各種支援を受けるためには、別途、厚生労働省への申請等が必要です。